

日本核医学専門技師認定申請に関する Q&A ー日本核医学技術学会から認定申請する場合ー

はじめに

本稿は、平成 17 年 11 月 11 日に発足した日本核医学専門技師認定機構による核医学専門技師認定申請について、日本核医学技術学会を通じて行う診療放射線技師の方々のために解説するものです。

なお、本稿は既に日本核医学技術学会会員の皆様にご案内しております「ーお知らせー日本核医学専門技師認定機構の立ち上げおよび平成 18 年度受験案内等について」に加筆して解説しております。

用語解説

認定機構：日本核医学専門技師認定機構

定款：日本核医学専門技師認定機構定款

専門技師：核医学専門技師（日本核医学専門技師認定機構認定）

専門技術者：核医学専門技術者（日本核医学技術学会認定）

＊専門技術者認定者には、診療放射線技師免許取得者以外の医療従事者の方々も含まれます。

Q1 専門技師の認定申請は、どのように申請すればよいのでしょうか。

認定機構は平成 17 年 11 月 11 日に発足いたしました。構成団体は、日本核医学技術学会、日本核医学会、(社) 日本放射線技術学会（核医学分科会）および（社）日本放射線技師会の 4 つです。

認定申請については、初年度（平成 18 年度）に限り、構成 4 団体からそれぞれ行うことになりました。認定申請方法は、構成 4 団体それぞれで異なる点もありますので、上記 4 団体の案内をご確認ください。また、各団体より認定申請するためには、各団体の会員歴が継続して 3 年以上であることが必須条件となりますのでご注意ください。

Q2 日本核医学技術学会より、認定申請する場合（認定試験受験資格取得申請と認定登録申請）の条件を教えてください。

日本核医学技術学会より、認定申請する場合の条件は以下のとおりです。①～④は、認定試験受験資格取得申請と認定登録申請の両方に共通で、かつ、すべてを満たす必要があります。

① 日本核医学技術学会に継続して 3 年以上の会員であること。

- ② 診療放射線技師免許を有すること（構成 4 団体に申請する際に写し（コピー）が必要）。
- ③ 通算 3 年以上の核医学検査に関する診療業務に携わっている者。
- ④ 過去 5 年間に、いずれかの構成 4 団体の学術大会に出席（参加）していること。
- ⑤ 日本核医学技術学会が定める認定単位表により合計 300 ポイント以上（1,000 点未満）取得していること。⇒ 認定試験受験資格取得申請の条件
- ⑥ 日本核医学技術学会が定める認定単位表により合計 1,000 ポイント以上取得していること。⇒ 認定登録申請（認定試験免除）の条件

なお、定款に規定されている「申請資格」(4) の PET に関する「所定の研修」の受講義務は、初年度に限り免除されますのでご注意ください。また、定款には申告できる期間を 5 年と規定しておりますが、初年度（平成 18 年度）に限り 10 年間となっております。

Q3 日本核医学技術学会より、認定申請（受験資格）する方法を教えてください。

日本核医学技術学会では、他のモダリティに先駆けて専門技術者制度を発足・運営してきました。そのため、日本核医学技術学会より、認定申請する場合は、この専門技術者制度に則って行うことになりました。なお、専門技術者の認定申請方法の詳細については、日本核医学技術学会雑誌「核医学技術 Vol.25 No.5（平成 17 年 12 月 20 日発行）」あるいは日本核医学技術学会ホームページに掲載されている「核医学専門技術者単位申告について」をご確認ください。

Q4 日本核医学技術学会の専門技術者制度において単位申請できる期限を教えてください。

日本核医学技術学会より認定申請する場合には、既に専門技術者の認定を受けている方を除き専門技術者認定申請を行う必要があります。この申請書の申告締切は、平成 18 年 2 月 28 日必着(簡易書留で送付すること)となっておりますのでご注意ください。

Q5 専門技術者の認定単位 1,000 点以上を取得されている場合あるいは平成 17 年度の専門技術者認定申請で認定単位 1,000 点以上取得した場合の専門技師の認定申請方法を教えてください。

日本核医学技術学会の専門技術者の認定単位 1,000 点以上を既に取得されている方か、平成 17 年度の専門技術者認定申請において認定単位 1,000 点以上の取得が認められた方は、初年度（平成 18 年度）に限り、専門技師の認定試験が免除されます。この方々で、**Q2** の認定申請条件をクリアーしている方は、日本核医学技術学会の案内にしたがって、認定申請を行ってください。

Q6 学会参加などの証明書を保存していませんでしたが、認定申請はできますか。

専門技術者認定試験を受験するためには、300 点以上の認定単位が必要です。ただし、平成 17 年度の専門技術者単位申請において専門技師認定単位取得目的に限り、学会参加などの申請は自己申告制になっております。したがって、必ずしも証明書は必要ありません。ただし、学会に参加したかどうかなどを自ら確認した上で正確に申告してください。

なお、下記に示しましたように、専門技師認定試験を受験するためのポイントの認定にあたっては自己申告制ですが、専門技術者認定のためのポイントの認定にあたっては原則証明書が必要です。

記

本学会専門技術者認定 ⇒ 学会参加などの証明書は必要

機構専門技師認定 ⇒ 自己申告制

Q7 単位申告できる期間は何年ですか。

単位申告できる期間は、初年度（平成 18 年度）に限り、過去 10 年間です。つまり、平成 8 年 1 月 1 日から平成 17 年 12 月 31 日までの 10 年間です。

Q8 既に専門技術者認定制度において、300 点以上の認定単位を取得している場合はどうすればよいですか。

既に 300 点以上認定単位を取得されている方の選択肢は 2 つあります。

1 つ目は、追加申請を行い、1,000 点以上の認定単位の取得を目指す方法です。追加申請において、1,000 点以上が認定されれば、試験が免除され認定申請だけで専門技師に認定されます。ただし、**Q2** の条件をクリアーしていることが条件です。また、**Q6** にも記しているように、単位が認定されるためには原則証明書が必要ですのでご注意ください。なお、追加申請で 1,000 点以上取得できなかった場合でも、認定試験を受験することはできます。また、前回の申請から 3 年を経過していなくても追加申請できます。

2 つ目は、追加申請をしないで認定試験を受験する方法です。この場合は、日本核医学技術学会の案内にしたがってください。

ただし、直近の専門技術者認定単位申請から 3 年を超えてしまった方、認定試験の受験は可能ですが追加申請はできませんのでご注意ください。

Q9 専門技術者認定制度において、300 点未満の認定単位を取得している場合はどうすればよいですか。

300 点未満の認定単位の取得者は、このままでは認定を受けることができません。追加申請を

行ってください。専門技師認定試験を受験する資格を得るためだけであれば、Q2、Q7 に記したように、以前に申告した期間を含めて自己申告することが可能です（ただし、最長 10 年間）。つまり、以前に行った申告時に証明書がないために認められず 300 点に達しなかった方でも実績に基づいて自己申告を行えば 300 点を取得することができる場合もあります。

Q10 追加申請は直近の専門技術者単位認定申請の 3 年後しかできませんか。

専門技師認定制度がスタートしたため、平成 17 年度に限って直近の専門技術者単位認定申請 3 年後でなくても（1 年後あるいは 2 年後）追加申請が可能です。ただし、直近の専門技術者認定単位申請から 3 年を超えてしまった方は追加申請はできませんのでご注意ください。

Q11 認定機構への認定試験受験有資格者登録申請は誰が行うのですか。

認定機構への認定試験受験有資格者登録申請は構成 4 団体がそれぞれ行います。初年度（平成 18 年度）に限り、申請者本人が直接認定機構へ認定試験受験有資格者登録申請することはありません。ただし、申請者本人が、申し込む構成 4 団体に Q2 に記した条件を満たしていることを申請する必要があります。

Q12 専門技術者認定申請（単位申告）書類の入手方法を教えてください。

日本核医学技術学会ホームページの「核医学専門技術者単位申告について」の中からダウンロードできます。

Q13 専門技術者制度による単位認定の内訳を教えてください。

核医学専門技術者制度における認定単位表は、日本核医学技術学会雑誌「核医学技術 Vol.25 No.5（平成 17 年 12 月 20 日発行）」あるいは日本核医学技術学会ホームページに掲載されている「核医学専門技術者単位申告について」に掲載されていますのでご確認ください。なお、認定単位は構成 4 団体で異なる点もありますので必ず申請する団体の単位表でご確認ください。

Q14 認定申請に係わる費用について教えてください。

日本核医学技術学会において、専門技師の認定に変わる基本的な費用は以下のとおりです。

① 専門技術者認定制度申請（新規、追加も同じ）：1,000 円

＊1,000 点以上の認定ポイントを取得した方と既に 300 点以上の認定単位を取得し追加申請をしないで受験する方以外は、専門技術者の認定を受ける必要がなくてもこの制度

に則ってポイント認定を行うために、この費用が発生します。

② 専門技師認定試験受験料：10,000 円

③ 専門技師登録料：10,000 円

つまり、既に専門技術者の認定を受け 1,000 点以上取得されている方以外は、①～③のすべての費用が発生しますので合計 21,000 円が掛かります。ただし、郵送費などの雑費は上記の費用には含まれておりませんのでご注意ください。

Q15 認定試験日と会場を教えてください。

認定試験日は、現在、平成 18 年 8 月 5 日（土）を予定しているようです。また、会場は、鶴見大学会館（神奈川県横浜市）と大阪大学吹田キャンパス内コンベンションセンター（大阪府吹田市）の 2 つが予定されているようです。なお、認定試験日と会場の正式な案内は、機構のホームページでご確認ください。機構のホームページは、日本核医学技術学会のホームページからリンクされています。また、認定試験受験有資格者には、機構より案内が送付される予定です。

Q16 認定試験の内容あるいは出題範囲を教えてください。

認定機構のホームページでご確認ください。試験項目のガイドラインが掲載されています。

最後に、専門技術者制度の申請は、日本核医学技術学会が行う平成 17 年度分です。以前あるいは平成 17 年度に取得した認定単位 300 点以上 1,000 点未満の方による専門技師認定試験は、認定機構が主催するもので平成 18 年度（初年度）事業となりますのでご注意ください。

以上